

遺影の会 ～今日が一番若い日～（団体名）会則

（名 称）

第一条 本会は、遺影の会 ～今日が一番若い日～（団体名）と称する。

（事 務 所）

第二条 本会の事務所は、東京都杉並区和泉 1-11-1 レイデナーズ 1 階に置く。

（目的及び組織）

第三条 本会は、遺影写真又は終活に関する活動（事業）を行うことにより、地域貢献することを目的とする。

（事 業）

第四条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （１）生前遺影写真撮影会
- （２）データの提供
- （３）ボランティア活動
- （４）その他、目的を達成する事業

（会 員）

第五条 会員は、次の種類とする。

- （１）正会員
- （２）賛助会員

（入 会）

第六条 会員としようとする者は、入会申込書を代表に提出し、代表の承認を得るものとする。

（年 会 費）

第七条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- （１）正会員 1000 円
- （２）賛助会員 1000 円

（退 会）

第八条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 会費を3ヶ月以上納入しないとき

(役員)

第九条 本会に次の役員をおく。

- (1) 代表 1 名
- (2) 副代表 若干 名
- (3) 会計 1 名

2 第1項に定める役員は、互選により選出する。

3 役員の任期は、3年とする。再任を防げない。

(職務)

第十条 代表は、本会の会務を掌る。

2 副代表は代表を補佐し、代表事故あるときは職務を代理とする。

3 会計は、本会の会計を担う。

(解任)

第十一条 役員が各号のいずれかに該当するときは、投票の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(総会)

第十二条 本会の総会は、正会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要性があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、いかの事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任及び解任

3 総会は、役員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(経費等)

第十三条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金その他の収入をもってあてる。

(事業報告書及び決算)

第十四条 代表は、毎事業年度終了時三ヶ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第十五条 本会の事業年度は、毎年1月1日から翌年12月31日までとする。

(委任)

第十六条 本会則の施行にあたり必要な事項は代表が会員にはかり別に定める。

(変更)

第十七条 本会則は、総会において、役員の3分の1以上の承認がなければ変更できない。

附 則

本会則は、令和3年1月1日より施行する。